

令和2年4月24日

各位

名古屋商工会議所

## 「社員を守る！！製造業での新型コロナウイルス感染症対策【罹患初動マニュアル】」を公表

名古屋商工会議所は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、中小製造業が、社内での感染者発生というケースに備えるため、感染発覚時の初動対応マニュアルを作成し、本日ホームページで公表しました。このマニュアルでは、感染者の発生から操業再開までに必要となる対応をフローチャートでわかりやすく解説しています。

「事業活動の継続には、社内での感染者が発生した場合、その他の従業員の安全・安心を確保するとともに、社外のステークホルダーの信用を維持する初動対応が鍵であり、『予防事例集（4/22公表）』と併せて、各社の実情に応じて活用頂きたい。」と考えています。

### 「社員を守る！！製造業での新型コロナウイルス感染症対策【罹患初動マニュアル】について」

〔背景〕新型コロナウイルス感染症が拡大する中、中小製造業においても、社内で感染者が発生するというケースを想定して、対策を講じておく必要性が高まっている。一方、地震や台風等の自然災害を想定して備えている企業はあるものの、感染症の流行を前提に事業継続への対策を講じている企業は少ない。

〔内容〕先進的に初動対応策を構築している企業からの情報提供や既存資料を基に、感染者の発生から操業再開までに求められる行動や連絡が必要な関係先を記載し、フローチャート形式でわかりやすく解説している。なお、当マニュアルはあくまでサンプルであり、各社の実情に応じて、情報の加除修正をして活用頂きたい。

罹患初動マニュアル 次ページ資料参照。

掲載先 名古屋商工会議所ホームページ

<https://www.nagoya-cci.or.jp/pr/newsrelease20200424/4p.pdf>

〔その他〕名商の中小製造業を対象としたコロナ対策支援の取組み

「社員を守る！！製造業での新型コロナウイルス感染症対策【予防事例集】」の公表（4/22）

「緊急経済対策に係るWeb説明会」の開催（5/1）

「雇用調整助成金個別相談会（無料・予約制）」の開催（4/23～6/30の平日）

#### 【本件担当】

名古屋商工会議所 産業振興部 モノづくり・イノベーションユニット 佐藤・田中

〒460-8422 名古屋市中区栄 2-10-19

E-mail : [monozukuri@nagoya-cci.or.jp](mailto:monozukuri@nagoya-cci.or.jp) TEL 052-223-8605、8604 FAX 052-232-5752

# 社員を守る！！ 製造業での新型コロナウイルス感染症対策 【罹患初動マニュアル】

～サンプル版～

**本稿は各社の参考にして頂くためのサンプルです。**

**情報の加除修正、本稿中の部署名適用等は各社にてお願い致します。**

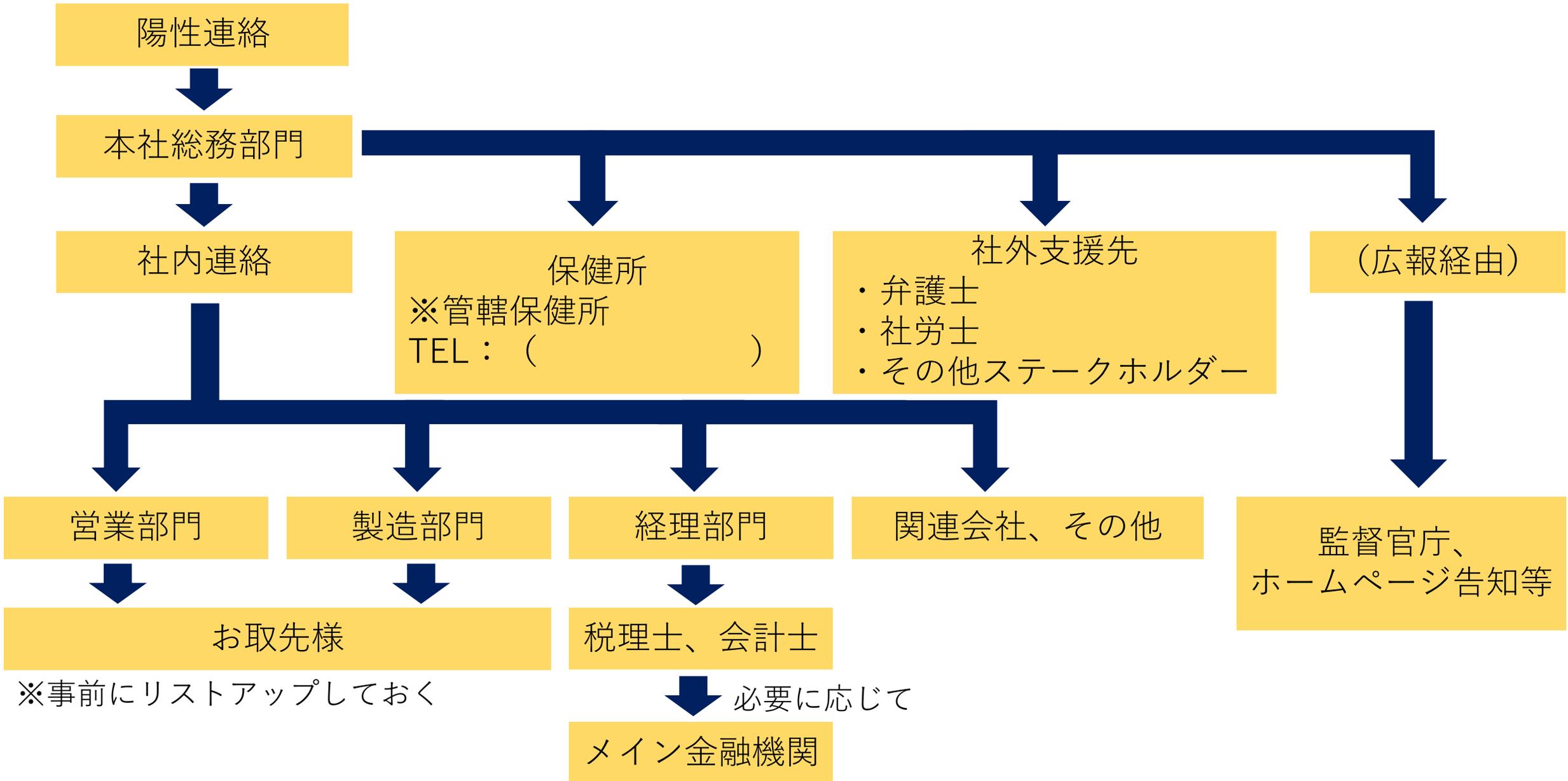
2020年4月  
名古屋商工会議所編



名古屋商工会議所

Nagoya Chamber of Commerce & Industry

# 1. 連絡系統(基本)



## 2. 連絡系統(社内・社外)

### 社内系統(社内)

本社総務部門



社内連絡



「社内感染注意報」を発令

- ・感染者発生区域を公表
- ・濃厚接触者の特定を行う連絡
- ・当該区域の一時閉鎖を通知

### 社内系統(社外)

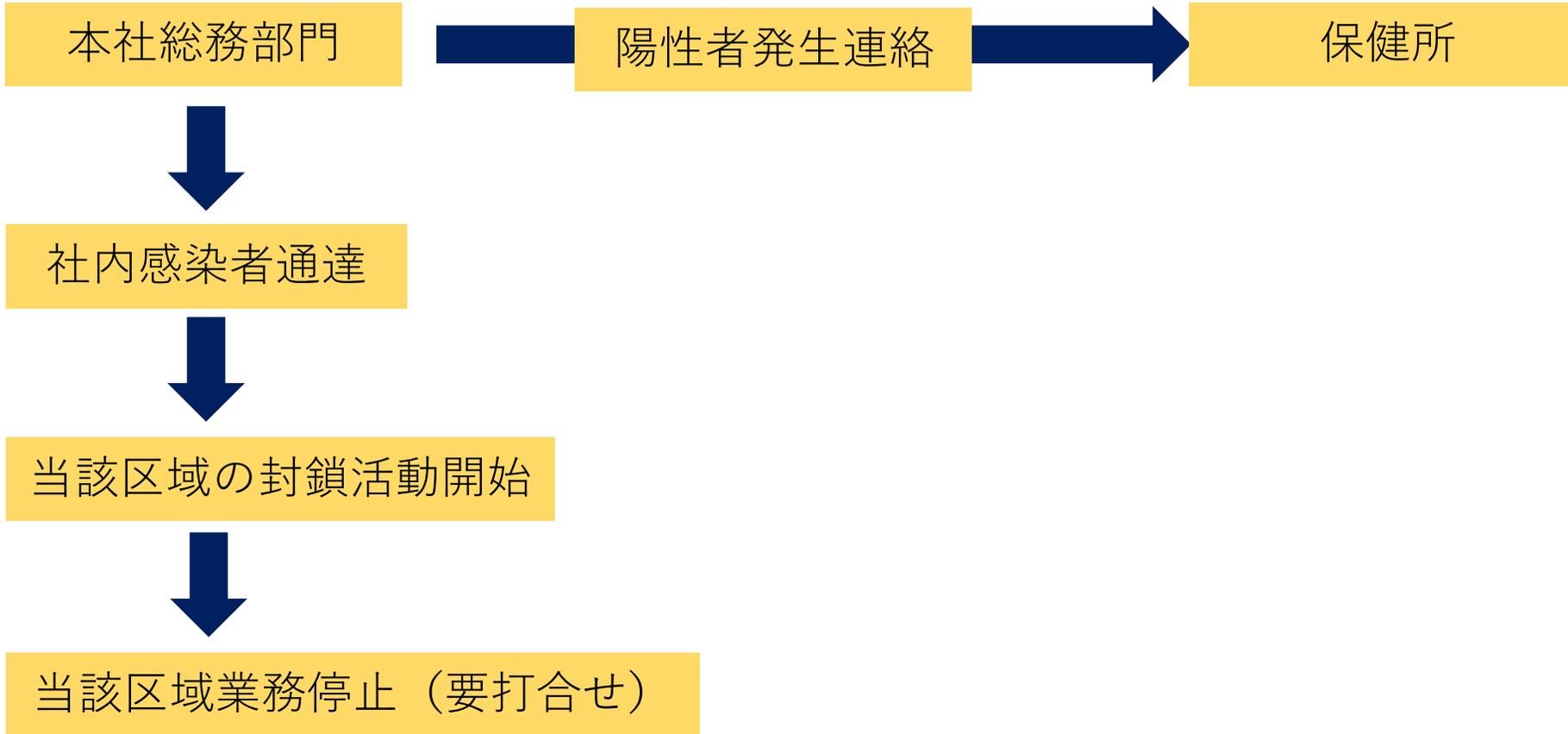
- ・新型コロナウイルス感染症予防策をどのように講じてきたのか、取引先、金融機関等に対して提示する。  
(社外ステークホルダーとの信用維持・構築)

※社員を守る!!製造業での新型コロナウイルス感染症対策【予防事例集】等を参考に準備する。

▽予防事例集はこちら

[https://www.nagoya-cci.or.jp/monozukuri/preventive\\_case200422.pdf](https://www.nagoya-cci.or.jp/monozukuri/preventive_case200422.pdf)

# 3. 初期行動



## <注意事項>

- ・ 打合せは原則として当該区域の従業員のみで行う。
- ・ 他部区域の者と打合せを行う場合、他区域の者はマスク、ゴーグル着用を義務とする。
- ・ 打合せは、屋外または換気が常にされた環境で実施すること。

# 4. 封鎖作業

本社総務部門



当該部署管理者

- ※部署管理者が罹患した場合は総務が代行し封鎖指示を出す。
- ※右記担当部署長が罹患した場合は代理の者が行う。（事前に決めておく必要がある。）

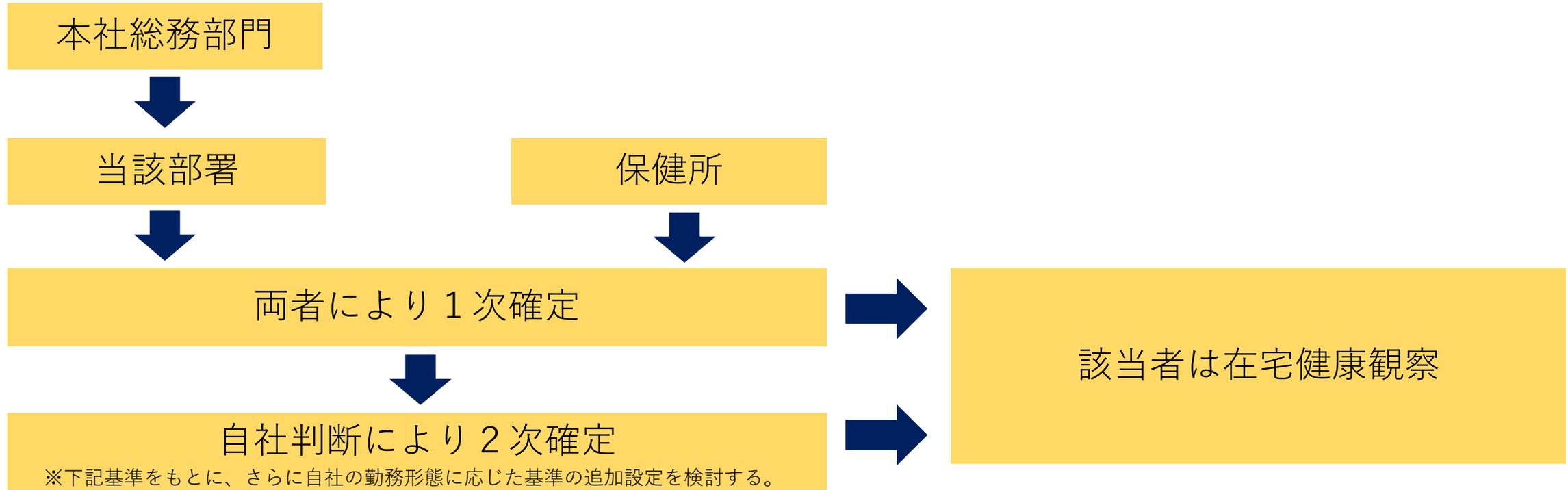
## <行動項目の整理>

- 1 担当部署長に連絡
- 2 各出入り口に区域封鎖看板を掲示する。
- 3 関係者と連絡、手順の確認を行う。
- 4 他部署からのアクセスを禁止
- 5 区域操業停止作業
- 6 退社準備
- 7 濃厚接触者特定された者から即時退社
- 8 以後連絡は全て電話またはネット
- 9 関連業者への連絡

## <注意事項>

封鎖作業に関わるスタッフは見なし感染者となるため、以後濃厚接触者を増やさないように、細心の注意をはらうこと。

# 5. 濃厚接触者の特定



## ＜濃厚接触者とは：国立感染症対策研究所の発表（令和2年4月20日）より抜粋＞

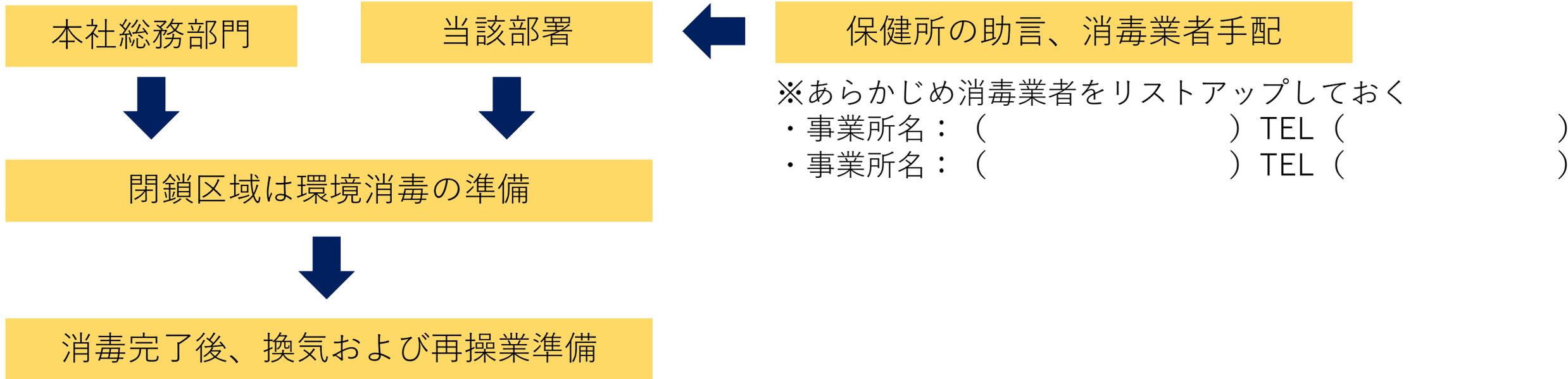
「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

「濃厚接触者」に関わる「患者（確定例）」の感染可能期間の定義を次のとおり変更。

- ・ 発熱及び咳、呼吸困難等の急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（\*参照）を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
- \* 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

# 6. 区域消毒



## <注意事項>

- ・消毒作業は保健所を通して業者に依頼（※日頃の清掃業者等がいる場合は事前に業務内容を確認）
- ・感染拡大が著しい場合、継続閉鎖となる場合がある。
- ・ウイルスの生存期間が明確になっていないため、最新情報を常に確認する。

# 7. 操業再開への流れ

